

京都府建築物耐震改修促進計画(平成28～令和7年度)の概要

策定方針

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させる。

改定のねらい

- ・地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれのある大規模建築物について、耐震化の目標を設定
- ・緊急輸送道路沿道建築物について、コロナ禍で事業着手が遅れている所有者からの要望を受け、耐震診断結果の報告期限を延長(R3.12末→R5.3末)

計画の概要

耐震化の現状と目標

住宅

- 現状(H30年)
 - ・耐震性を満たす住宅 **87%**
- 目標(R7年)
 - ・住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅<減災化住宅> 97%
 - ・うち耐震性を満たす住宅 95%

多数の者が利用する建築物

- 現状(R2年)
 - ・耐震性を満たす多数の者が利用する建築物 **90%**
 - ・耐震性を満たす大規模建築物 **81%**
- 目標(R7年)
 - ・耐震性を満たす大規模建築物 **90%**

公共建築物等

目標

公共の防災拠点施設は速やかに耐震化を図り、病院等の公共性の高い民間施設についても耐震化を促進

耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項

- 住宅に関する施策
 - ・地震から府民の命を守るため、住宅の減災に向けた総合的な取り組みを推進
 - ・住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修、簡易改修に加えて、耐震シェルターの設置について市町村と連携し推進
 - ・家具の転倒防止等地震に備えた取り組みを広く実施し、住宅の減災化を推進
 - ・空家施策や他の住宅施策及びリフォーム工事に併せた耐震化工事の誘導
 - ・木造住宅耐震診断士の養成を図るほか、新耐震基準住宅の安全性の向上を啓発
- 多数の者が利用する建築物に関する施策
 - ・大規模建築物や避難施設に活用されるホテル・旅館の耐震化を計画的に促進
 - ・エレベーター等の防災対策、天井の落下対策等地震に備えた安全対策を促進
- 公共性の高い建築物に関する施策
 - ・第三次京都府戦略的地震防災対策推進プランに基づき、早急に耐震化を促進
- 緊急輸送道路沿道建築物に関する施策
 - ・地震直後の迅速な救援活動等を実施するために必要とされる防災拠点施設等に至る緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
 - ・耐震診断結果を令和5年3月31日までに報告

啓発及び知識の普及に関する事項

- ・地震ハザードマップの被害想定を周知し、耐震化のきっかけとなるよう啓発
- ・セミナーや講習会の開催や町内会等と連携した出前講座等により耐震化を啓発

耐震改修促進法による指導等に関する事項

- ・多数の者が利用する建築物等、建築物の用途・規模に応じ所有者に指導等を実施

建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

- ・本計画と整合を図り、市町村耐震改修促進計画の改定を行うよう誘導